

# 報 告 書

## 1 関係人

### (1) 苦情申立人

フクダ電子北海道販売株式会社<sup>1</sup>

代表取締役 村上 英寿

(所在地：札幌市東区北6条東2丁目2-1)

[<sup>1</sup> フィリップス製AEDの販売会社フクダ電子(株)の北海道地区販売会社(グループ会社)]

### (2) 関係調達機関

札幌市(教育委員会学校教育部教育推進課)

(所在地：札幌市中央区北1条西2丁目)

### (3) 参加人

ア 株式会社フィリップスエレクトロニクスジャパン<sup>2</sup>(以下「参加人ア」という。)

代表取締役社長 ダニー・リスバーク

(所在地：東京都港区港南2丁目13-37)

[<sup>2</sup> AEDの製造・販売会社]

イ 日本光電北海道株式会社<sup>3</sup>(以下「参加人イ」という。)

代表取締役 益田 尚哉

(所在地：札幌市中央区南2条東1丁目1-14)

[<sup>3</sup> AEDの製造・販売会社日本光電工業(株)の北海道地区販売会社(グループ会社)]

ウ 東京センチュリーリース株式会社札幌支店<sup>4</sup>(以下「参加人ウ」という。)

札幌支店長 秋山 真彦

(所在地：札幌市中央区北1条西3丁目3番地)

[<sup>4</sup> 苦情を申立てられた調達における落札者(契約の相手方)]

## 2 苦情申立人及び関係調達機関の求める判断

### (1) 苦情申立人

関係調達機関が行った「自動体外式除細動器(AED)221台」の調達(リース契約)(以下「本調達」という。)について、落札者(参加人ウ)が供給予定のAED<sup>5</sup>(以下「供給器械」という。)は、仕様書第6項(性能等)に掲げる仕様要件の一つ、「セルフテストはAED本体・バッテリー・電極パッド(パッドの導通チェックを含む)について毎日実施され、不具合等が生じた場合に音や表示で警告するもの」中「(パッドの導通チェック)」の要件を満たしていないため、落札の取消又は再入札を求める。

[<sup>5</sup> 日本光電工業(株)製AED-2100 カルジオライフ]

### (2) 関係調達機関

苦情申立人の苦情申立て(以下「本申立て」という。)の却下を求める。

## 3 事案の概要

(1) 関係調達機関は、札幌市内の小学校や幼稚園などの市立学校に設置しているAEDのうち221台が、平成24年4月30日付でリース期間が満了となることから、その更

新のため本調達を行うこととした。

- (2) 関係調達機関は、平成 24 年 1 月 31 日、本調達の入札告示を行い、本調達に係る入札説明書(仕様書)の交付を始めた。

本調達に関する入札説明書(仕様書)のうち、本件申立てに関する主な部分は、以下のとおりである。

自動体外式除細動器(AED)賃貸借仕様書(抄)

6 性能等

- ・AED及び電極パッドは、医療機器として薬事法に基づく承認を受けているもの。
- ・納入されるAEDは新品であること。
- ・出力波形は二相性であること。
- ・使用方法の音声ガイド(日本語)機能を有すること。また、CPRコーチング機能(胸骨圧迫及び人工呼吸の手順・方法等)を有すること。
- ・セルフテスト機能を有すること。セルフテストはAED本体・バッテリー・電極パッド(パッドの導通チェックを含む)について毎日実施され、不具合等が生じた場合に音や表示で警告するもの。なお、電極パッドは、AED本体に接続された状態で保管されていること。
- ・防塵・防水性を示すIP規格が55以上であること。
- ・AHAガイドライン2005に対応し、かつAHAガイドライン2010に対応可能なもの。
- ～ 省略 ～
- ・切り替えスイッチ等により、1種類の電極パッドで小児(体重が25kg未満若しくは未就学児童)とその他の児童・生徒及び教員・保護者等に対してAEDが使用可能であること。

- (3) 関係調達機関は、平成 24 年 3 月 15 日(入札書受領期限日)、参加入ウを含めた計 3 者<sup>6</sup>からの応札があり、同月 21 日に開札を行い、参加入ウを落札決定した。

[ 6 参加入ウ以外の2者は、苦情申立人から供給を受けるフィリップス製ハートスタートFRxを選定し応札]

- (4) 平成 24 年 3 月 22 日、関係調達機関は、苦情申立人より、入札結果に関する苦情の申立てがあったことから、その解決に向け、当事者間における協議を始めた。

- (5) 平成 24 年 3 月 28 日、関係調達機関は、参加入ウと、本調達に係る契約書を取り交わす。

- (6) 平成 24 年 4 月 10 日、関係調達機関は、苦情申立人から、インターネットメールによる訪問の事前連絡があったことから、「苦情申立人と十分協議したので遠慮願いたい」旨を、インターネットメールにて回答した。

- (7) 平成 24 年 4 月 11 日、苦情申立人は、札幌市入札・契約等審議委員会(以下「委員会」という。)に対して、本調達に係る苦情の申立てを行った。

#### 4 争点

本件申立ての争点は、次のとおりである。

- (1) 供給器械が、「パッドの導通チェック」に適合していると判断したことについて  
(2) 「パッドの導通チェック」の記述が、政府調達に関する協定(以下「協定」という。)第 12 条第 2 項 (g) の求める「完全な説明」の要件を満たしていたかについて

## 5 争点に係る主張

上記4の争点に関する苦情申立人、関係調達機関及び各参加人の主張は、次のとおりである。

### (1) 供給器械が、「パッドの導通チェック」に適合していると判断したことについて

#### ア 苦情申立人の主張

(ア) 「導通」とは、「電気が流れる状態」を意味するものと一般的に考える。そのため、「パッドの導通チェック」との仕様要件であれば、「AED本体に接続するコネクタから人体に張るパッドまで、電気が流れる状態を確認する機能を有すること。」を要件とするものと解釈する。

しかしながら、関係調達機関では、「導通」について、「電氣的に接続され、電気が流れる状態になっていること。」と認識し、弊社と同一の意見ではあるものの、セルフテストの仕様がAED本体とコネクタの接続確認のみを行う供給器械を、仕様書の適合品としている。

(イ) 供給器械が、「パッドの導通チェック」機能を有していないと判断する根拠は、上記(ア)のほか次のとおりである。

a 参加人イの販売代理店におけるホームページにおいて、「供給器械は毎日の電極の導通チェックは行いません。」と掲載されていること。

b 参加人イ(東京本社)のホームページにおいても、弊社が主張する「パッドの導通チェック」機能を有するAED(平成23年3月に販売を終了)では、「導通チェックを行っております。」と掲載する一方、供給器械では、「パッドの期限を管理しています。」と掲載されていること。

c 堺市において、落札者が、当初供給を予定していた今回と同じ供給器械を、仕様書に掲げる「パッドの導通チェック」を満たさないとして、別の機種に変更した事例があること。

#### イ 関係調達機関の主張

(ア) 供給器械が、仕様書に適合しているかについては、応札時、カタログによる確認のほか、供給器械の販売元である参加人イより、仕様書に適合する旨の口頭回答を受けている。更に、苦情申立人からの助言もあり、参加人イ及びその東京本社から、仕様書に適合することを保証する内容の文書の提出も受けている。

(イ) 苦情申立人は、「パッドの導通チェック」の解釈について、関係調達機関が求める以上の安全性の観点をもち出し、より付加価値の高い機能がその記載に適合すると主張しているに過ぎない。

#### ウ 参加人アの主張

(ア) セルフテストの仕様として、関係調達機関が主張する「使用できる状態を保持する機能」と捉えるのであれば、パッドに電気を実際に流し、パッドが乾いていないか、断線していないかを確認することで、はじめてパッドが使用できる状態と言える。

(イ) 参加人イの東京本社や販売代理店のホームページ上において、セルフテストの仕様に関する記述について差別化を図っていることは、「導通チェック」の解釈に

違いがあるからではないか。

#### エ 参加人イの主張

(ア) 供給器械のセルフテストは、高周波によりパッドのインピーダンスを測定し、ある一定の数値を切った場合に、エラーとして、ブザーとステータスインジケータで知らせる仕様となっている。これは、コードの断線やパッドの水分量乾燥を検出しないものの、使用済みのパッドを検出することを目的としている。

「導通チェック」という定義自体は存在しない。弊社では、パッドとパッドが直接接触していなくとも、パッドを含む閉回路に高周波電流が流れる状態を、「導通がある」と定義できると考えているため、供給器械は、関係調達機関が求めた A E D の仕様に適合している。

(イ) 苦情申立人が言う堺市の事例は、A E D の仕様として、パッドの水分量チェックを求めていたことから、供給器械が、仕様を満たさなかったものである。

(ウ) 弊社が、平成 23 年 3 月まで販売していた A E D には、苦情申立人が主張する「導通チェック」機能を有していたが、苦情申立人が主張する販売代理店のホームページにおける記述については、その器械から供給器械への移行に際し、販売代理店が、そうした機能が供給器械に無いことを「導通チェックができない」と誤解したもので、今は削除修正してもらった。

(2) 「パッドの導通チェック」の記述が、協定第 12 条第 2 項(g)の求める「完全な説明」の要件を満たしていたかについて

#### ア 苦情申立人の主張

(ア) 仮に、供給器械が仕様を満たすとすれば、セルフテストの仕様が製品の差別化に繋がっていることから、関係調達機関は、その求めるセルフテストの仕様について、正確に説明する責任がある。

(イ) 関係調達機関は、「導通チェック」について、国際的にも確かな定義はないと認識していたにも関わらず、本調達で求める「導通チェック」の要件を仕様書で説明していなかったことは、明らかに協定第 12 条第 2 項(g)で求める「完全な説明」を怠っていたと言わざるを得ない。

(ウ) 関係調達機関の主張では、参加人ア以外のメーカーから安い価格で入手する可能性もあり、説明が不十分なために、結果的に応札の機会を奪い、競争入札における利益を害したおそれがある。

#### イ 関係調達機関の主張

(ア) 「パッドの導通チェック」は、セルフテストの仕様として、「パッドと本体の 2 つの電氣的なものが確実に接続されていることを確認する」という意味で仕様書に記述したもので、特に深い意味で括弧書きは使用しておらず、また、直接パッドに電気を流して確認するまでの仕様は求めている。

(イ) パッドは、消耗品のため 2 年間で交換しなければならないもののため、パッド自体は健全であるという前提で認識している。そのため、パッドの健全性として、パッドの水分量状態までは求めている。逆にそれを求めるものであれば、具体的にそれを書く必要があると考える。

#### ウ 参加人アの主張

パッドの水分量が乾いていた場合、除細動（電氣的ショック）を与えることはできないため、パッドに電気を実際に流してその確認をすることは、AEDが使用できるか否かの重要なポイントであり、セルフテストの仕様において差別化された技術である。

「パッドの導通チェック」を括弧書きで強調したということは、緊急時にAEDを使用できない状況が絶対に無いものを求めていると、応札側は判断する。関係調達機関の主張では、括弧書きの必要はなく、誤解を招く要因になっている。

## 6 提出資料

### (1) 苦情申立人

平成 24 年 4 月 11 日付け政府調達苦情申立書

平成 24 年 5 月 8 日付け意見書

平成 24 年 6 月 28 日付け意見書

### (2) 関係調達機関

平成 24 年 4 月 16 日付け苦情申立ての却下申出書

平成 24 年 4 月 27 日付け報告書

平成 24 年 6 月 29 日付け意見書

### (3) 参加人ア

平成 24 年 5 月 1 日付け苦情処理手続参加申立書

### (4) 参加人イ

平成 24 年 5 月 1 日付け苦情処理手続参加申立書

平成 24 年 5 月 9 日付け意見書

平成 24 年 6 月 1 日付け質問に対する回答書

平成 24 年 6 月 27 日付け質問に対する回答書(企業機密に当たる回答のため非公開)

平成 24 年 6 月 29 日付け意見書

### (5) 参加人ウ

平成 24 年 5 月 1 日付け苦情処理手続参加申立書

## 7 委員会における検討

委員会は、苦情申立人の平成 24 年 4 月 11 日付け本申立てについて、同月 19 日受理し、同月 23 日日本申立てを正式に受理した旨公告した。

同年 5 月 1 日、(株)フィリップスエレクトロニクスジャパン、日本光電北海道(株)及び東京センチュリーリース(株)札幌支店の 3 者が参加を希望した。

そして、苦情に関する検討のため、次のとおり委員会を開催した。

第 1 回 平成 24 年 5 月 17 日

(苦情申立人、関係調達機関及び各参加人が意見陳述をした。)

第 2 回 平成 24 年 6 月 12 日

第 3 回 平成 24 年 7 月 3 日

第 4 回 平成 24 年 7 月 10 日

## 8 委員会における判断

苦情申立人及び参加人ア(以下「苦情申立人等」という。)は、「導通」とは「電気が流れる状態」と一般的に考えることから、AEDにおける「パッドの導通チェック」となれば、「AED本体に接続するコネクタから人体に張るパッドまで、電気が流れる状態を確認するもの」と判断する。そのため、実際に電気を流して、パッドの水分量やコードの断線を確認するものでなければ、これを満たすものとは言えないと主張する。

一方、関係調達機関は、「導通」を「電氣的に接続され電気が流れる状態」と、苦情申立人等と同じ認識であるが、求めていたセルフテストの仕様である「パッドの導通チェック」を、「AED本体とパッドの2つの電氣的なものが確実に接続されていることを確認するもの」とし、実際に電気を流して確認するものまでは求めていないと主張する。

また、関係人イは、「導通チェック」という定義自体は存在せず、パッドとパッドが直接接触していなくとも、コネクタからパッドに至る部分までをすべてパッドとみなした上で、高周波インピーダンスチェックにより、コネクタへのパッドの接続を確認することをもって「導通」と考えていることから、供給器械は、関係調達機関が求めた仕様を満たしているとは主張する。

各AEDメーカーでは、そのセルフテストの仕様にあたり、安全性やリスクを検証し、それぞれが特徴のある製品を製造・販売していることが、関係人の報告書や意見聴取からうかがえる。

これらを踏まえ、まず、争点2を中心に検討したところ、関係調達機関が、本調達にあたり、協定の趣旨に留意して技術仕様を一つに特定しないよう努めていたことはいかがえるものの、「導通チェック」の確たる定義のない中、求めていたセルフテストの仕様説明として「パッドの導通チェックを含む」と記述したことは、苦情申立人等の主張も納得のいくところであり、仕様書の説明表現が適切であったとは言えない。

しかしながら、本調達で求めたAEDの仕様において、特に「切り替えスイッチ等により、1種類の電極パッドで未就学児とその他の児童・生徒及び教員・保護者等に対してAEDが使用可能であること。」との要件から、日本国内の販売品のうちこれに該当するAEDが、供給器械と参加人アが製造・販売するものに限られ、苦情申立人も、本調達においては、当該仕様要件から「応札にあたっての選定機種<sup>6</sup>より下のランクのものは該当しなかった」との回答であったこと。また、今回の応札結果や仕様の問合せを行うことも可能であったこと。加えて、札幌市消防局が、本調達と同時期に、今回同様、仕様書に「パッドの導通チェックを含む」と記載しAEDの調達(リース契約)を行った際の応札状況<sup>7</sup>を鑑みた場合、「パッドの導通チェック」の意味が不明瞭であったとしても、機種を選定に当たり説明不足であったとは認められず、協定第12条第2項(g)で求める「完全な説明」に、明確に反していたとまでは言えない。

また、「パッドの導通チェックを含む」の記述が、協定第6条第1項で禁止する「国際貿易に対する不必要な障害」に該当するかについては、関係調達機関における調達意図や前記の状況から勘案すると、参加を阻害していたとは認められず、明確に該当していたとは言えない。

したがって、争点1に関し、供給器械が、関係調達機関が意図した仕様に適合していなかったとは認められず、協定第13条第4項(a)及び(c)の規定には反していないもの

と判断する。

なお、苦情申立人からは、本調達之目的(設置場所)を踏まえた必要なセルフテストの仕様の判断や、「パッドの導通チェック」の定義付けを求める旨の主張がなされていたが、当該主張については、協定に関する苦情を審議・検討する委員会の所掌範囲ではないことから、前記の判断において、考慮する要素ではないことを申し添える。

【 6 (株)フィリップスエレクトロニクスジャパン製ハートスタートFRx。 7 被指名者5者による指名競争入札において、うち3社が(株)日本光電工業(株)製AED-2100を選定し参加。残り2者は辞退。】

## 9 結論

上記8の判断から、本調達が、協定に反するとの苦情申立人の主張を認めることはできず採用できない。

## 10 委員会が関係調達機関に求める事項等

上記9の結論を左右するものではないが、本調達に係る仕様要件において、「パッドの導通チェック」と記述した点については、関係調達機関が意図する内容を明確かつ適切に表現できていたとは言えず、応札者の誤解を招いたことは、指摘せざるを得ない。

よって、本委員会は、関係調達機関に対し、かかる誤解を生じさせることのないよう、要求仕様に対する十分な吟味検討を加えた上で、適切な表現を用い、公正・透明な入札が行われることを強く求める。

また、製品製造者、製品販売者には、各々の製品の性能を客観的かつ合理的に、分かりやすく説明できるような対策について、関係業界共通の課題として取り組むことをお願いしたい。

平成 24 年 7 月 10 日

札幌市入札・契約等審議委員会

委員長 蟹江 俊仁

委員 岡田 美弥子

委員 小山 茂

委員 山下 竜一

委員 山本 昭彦